

府中市「飼い主のいない猫」対策
ガイドライン（概要版）
～不幸な猫を減らすためにできること～

第1版

府中市生活環境部環境政策課

～ 目 次 ～

背景など	まえがき	P 1
	1 「飼い主のいない猫」に関するお悩みは人それぞれ・・・	P 3
	2 策定の目的	P 4
対 策	3 対策の流れ	P 6
	4 地域猫活動	
	(1) 「地域猫」とは？	P 7
	(2) 地域猫活動の連携	P 8
	(3) 活動主体	P 9
	(4) 取組み内容の一例	P 10
し 知 こ っ て ほ い こ と	5 「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なこと	P 14
	6 猫の本能・習性	P 15

改定履歴

日付	内容
平成29年2月8日	第1版策定

まえがき

地域に野良猫が増えて困っていませんか？

これまで、野良猫（行政では「飼い主のいない猫」といいます。）については、ふん尿やごみ漁り等の被害があっても対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満を持っていく場がなく、結局、被害の原因である猫を憎むようになってしまい、エサを与えている人との感情的な問題や、猫を傷つける事件が起きることにもなります。

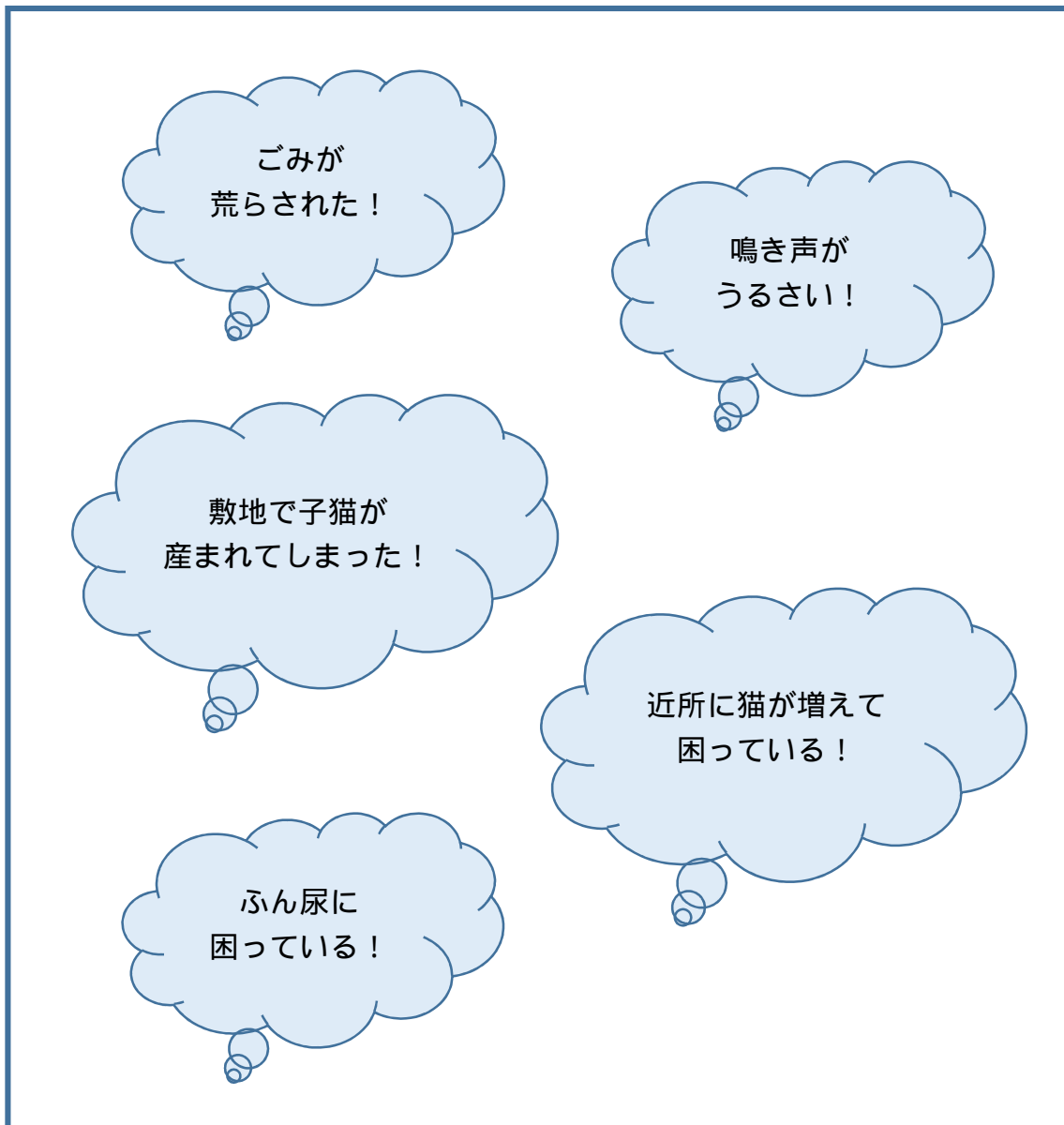
もともと「飼い主のいない猫」の問題は、去勢・不妊手術をしないまま外に出された飼い猫、飼育を放棄された飼い猫などが一因となっています。そのため問題の解決・改善には、なにより猫の飼い主の方が責任ある飼い方をすることが必要であり、そうすれば、不幸な猫の増加を抑えることができるはずです。

このような背景を踏まえ、今いる「飼い主のいない猫」への対応についてその方向性を整理すること、また、飼い猫の適正な飼育環境の普及を目的に、府中市は『府中市「飼い主のいない猫」対策ガイドライン』（以下「ガイドライン」といいます。）を策定しました。

もちろん、問題の解決・改善に必要な策は地域の実情により異なるかと思いますが、ガイドライン以外の策についても排除するものではありません。ガイドラインは、あくまで、地域で改善策を検討する際の「道しるべ」として活用いただければ幸いです。

猫の問題に対しては、地域が一丸となり、市と市民等が協働で取り組んでいくことが解決・改善のためには重要です。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いたします。

【イメージ図】猫の問題とは？猫に関する苦情・相談で多いもの

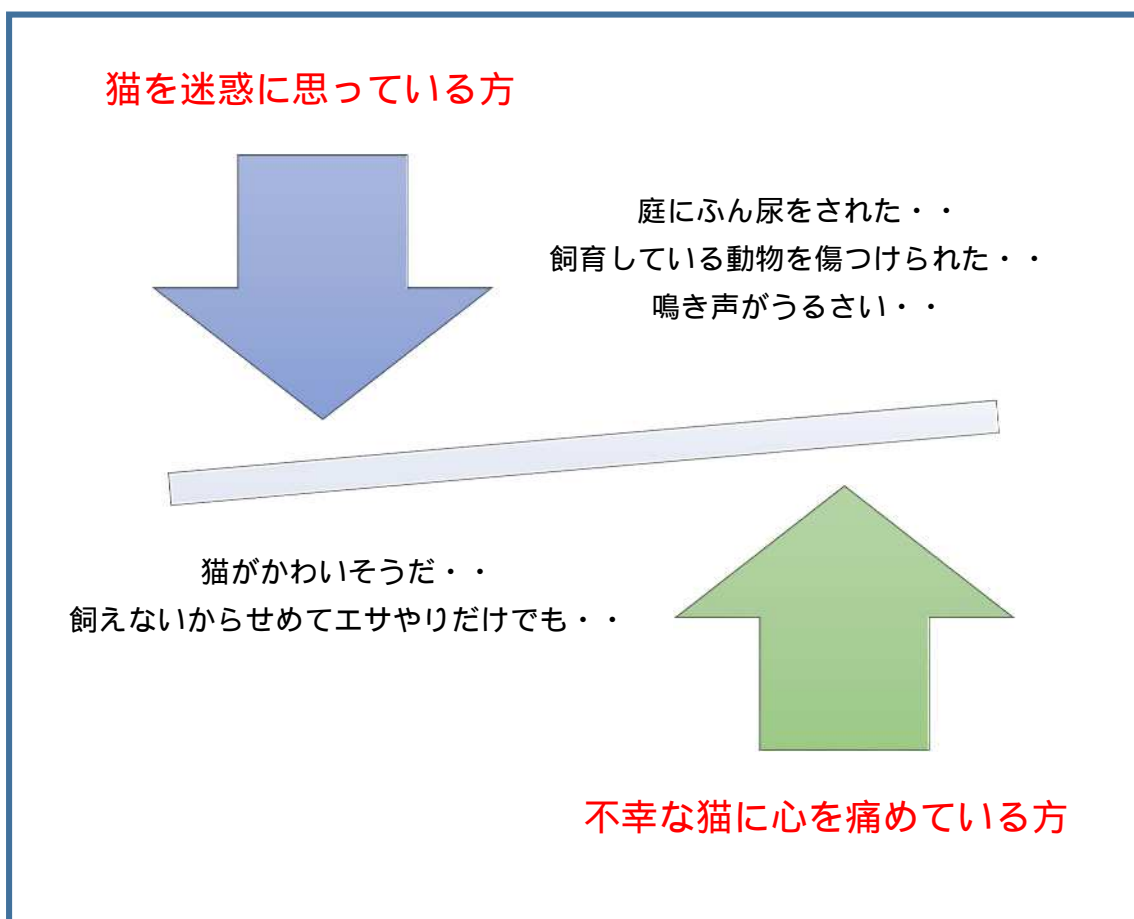


こうした生活環境の悪化が地域で問題になっています。



1 「飼い主のいない猫」に関するお悩みは人それぞれ・・・

【イメージ図】「飼い主のいない猫」に関するお悩み



共通する思いは「飼い主のいない猫」を減らしたい。

ガイドラインは、この共通する思いを踏まえ、いずれの方々のお考えも尊重して策定しました。

定められていることが解決・改善策の全てではないですが、多くの方とお考え方を共有し、お悩み改善につなげていきたいと考えています。

2 策定の目的

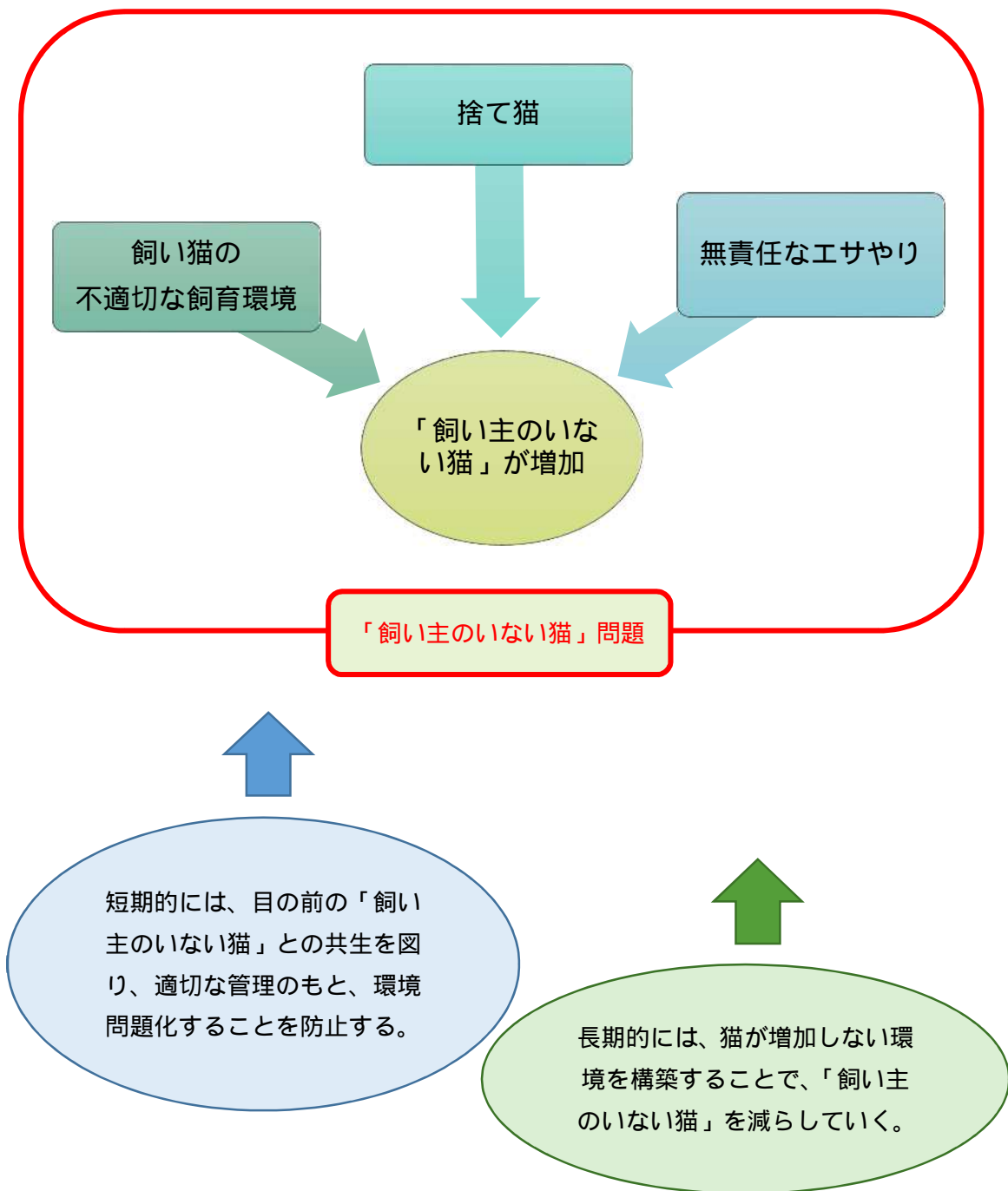
ガイドラインは、今いる「飼い主のいない猫」への対応についてその考え方を整理すること、また、飼い猫の適正な飼育環境の普及を目的に策定しました。

長期的には「飼い主のいない猫」を減らすため、また、短期的には目の前の「飼い主のいない猫」と共生するため、地域とともに連携・協働する方法を検討しますが、そのための手法として、ガイドラインでは「地域猫活動」を有効なものと考えます。

なお、ガイドラインはあくまで考え方を整理するものですので、個別事案ごとに地域の実情等を優先し、それに応じた解決・改善策を検討していくものとします。あくまで大事なのは地域の方の意思です。



【イメージ図】策定の目的



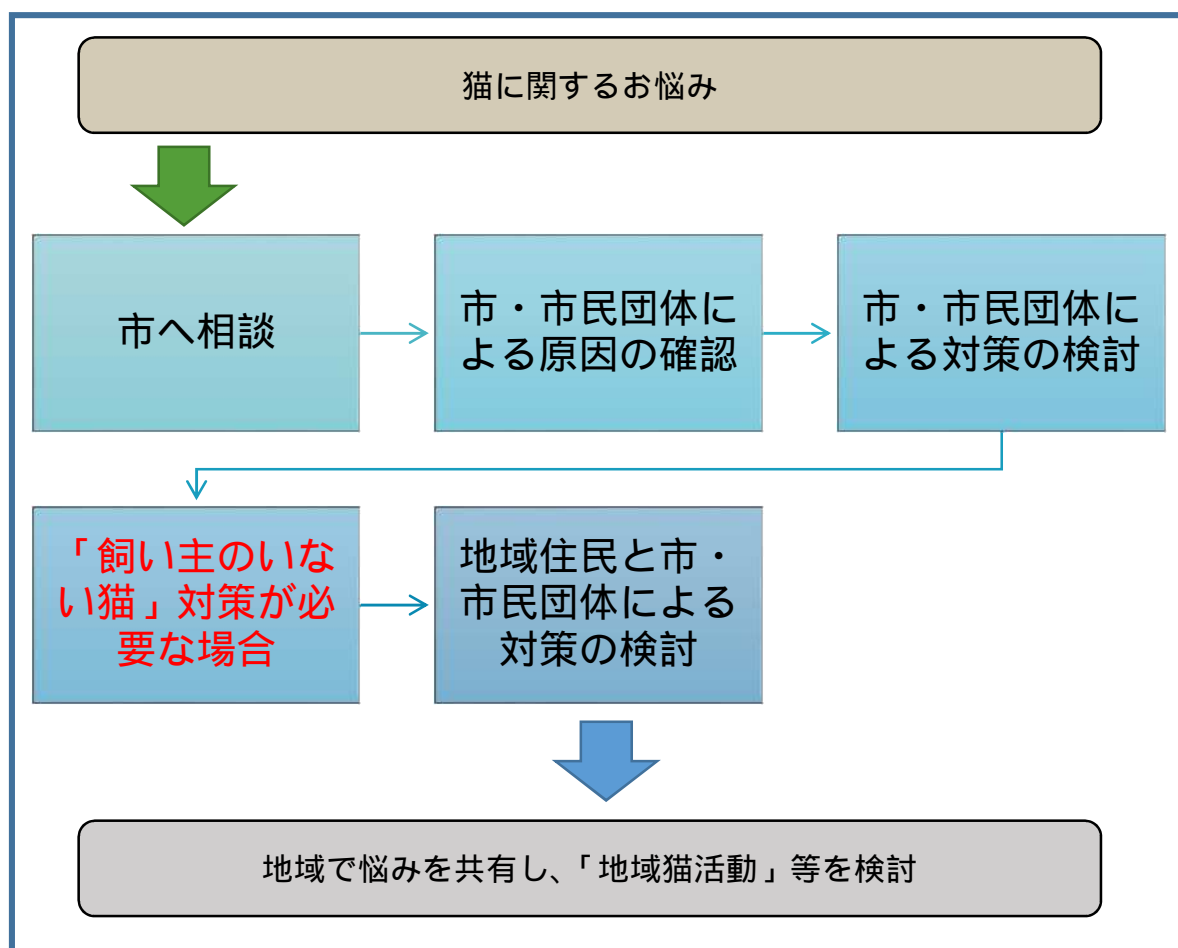
～ガイドラインで考え方を整理します。～

3 対策の流れ

地域猫活動は、猫の問題を解決・改善する有効な手法といえますが、活動を行うためには地域の実情に応じた準備が必要です。

なお、原因の確認や対策を検討した結果、地域猫活動以外で有効な手法があった場合は、その「地域の意思を尊重した対策」を優先します。

【イメージ図】基本的な対策の流れ



現実に存在している「飼い主のいない猫」について、地域に住む人が適正に管理し、共存を図れる方法を検討することが必要である。具体的方法は、地域特性や地域住民の意思に基づいて、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。

（「猫の適正飼育推進策について（答申）の概要」より）

4 地域猫活動

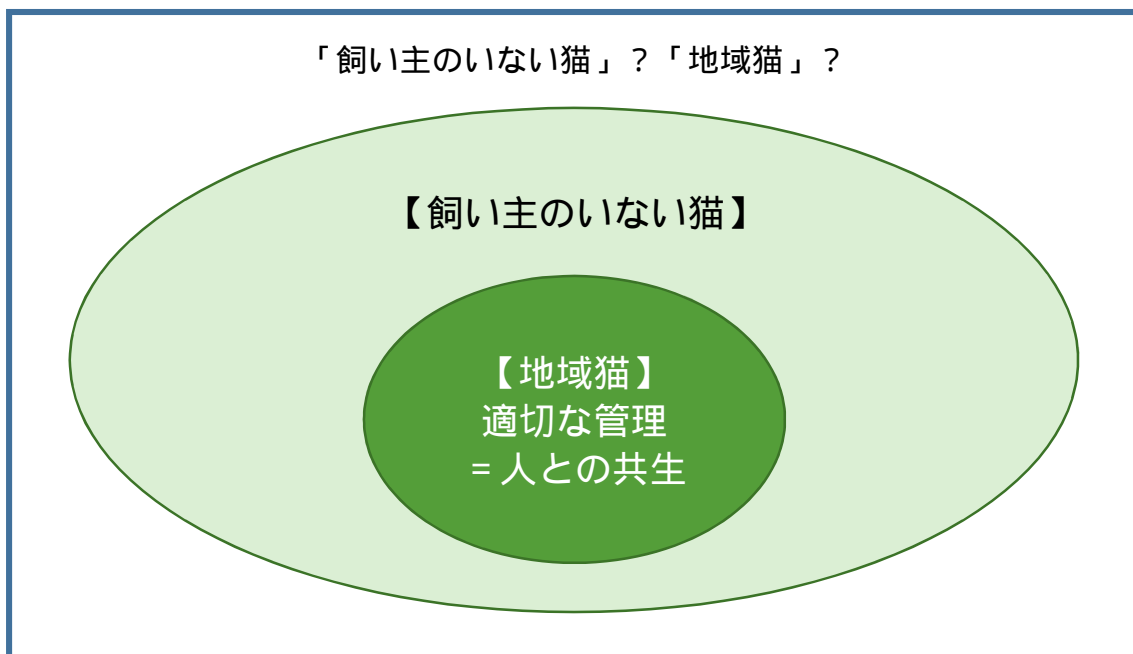
平成11年3月の東京都動物保護管理審議会答申に基づき、猫の適正飼育推進策の一環として東京都が平成13年度から15年度までの3年間実施した「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」が、現在の地域猫活動の基本的なスタイルの確立につながっています。

そのため、府中市においても、この東京都の取組みを基本的な対応と捉え、今後の活動の支援を行ってまいります。

以下、地域猫活動についての基本的な情報、取組み内容の一例をご紹介します。

(1) 「地域猫」とは？

【イメージ図】「地域猫」とは？

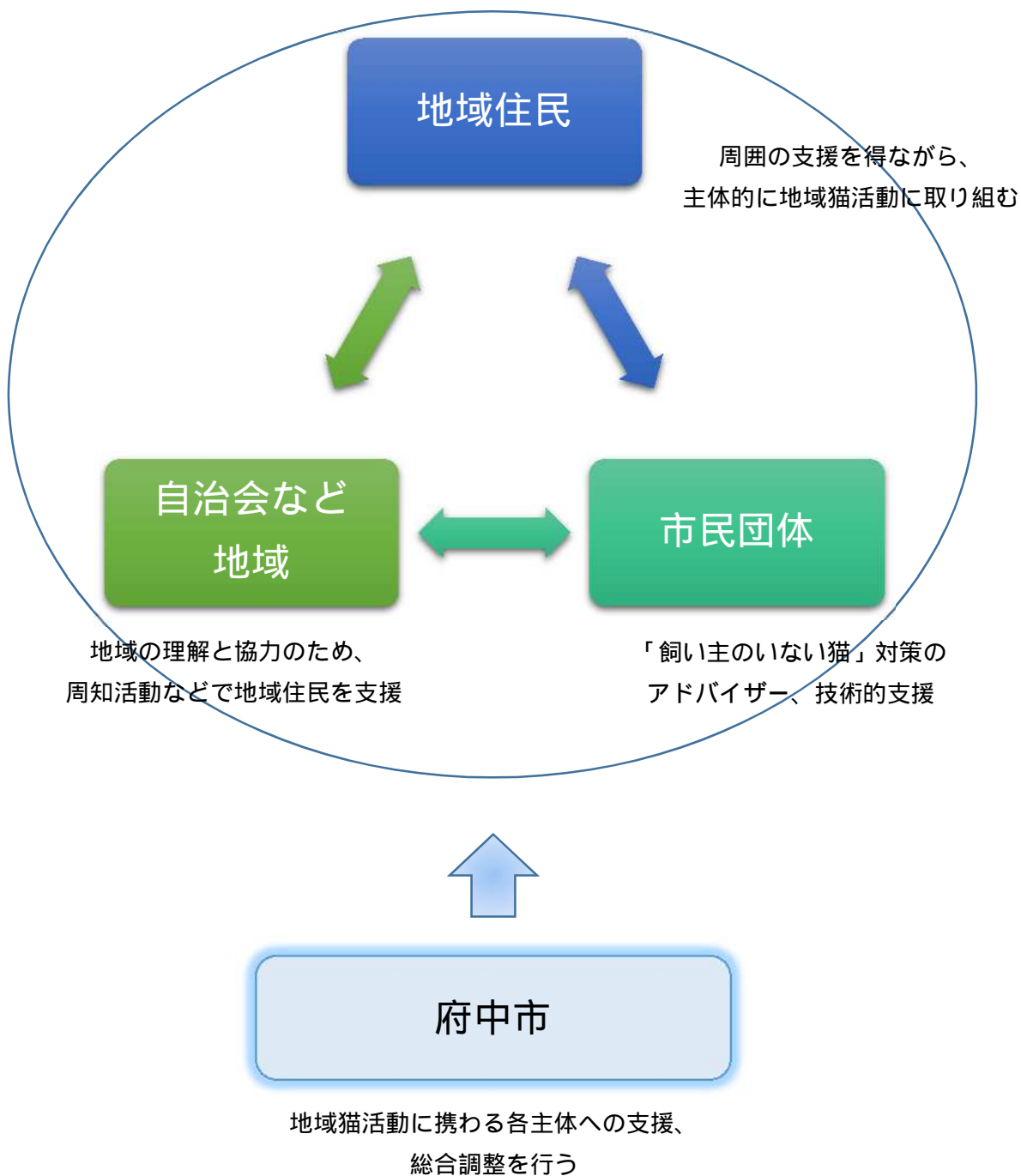


繁殖が抑制され、住環境に被害を及ぼさないよう適切に管理された「飼い主のいない猫」を「地域猫」といいます。適切な管理のもと、人との共生を図ります。

(2) 地域猫活動の連携

地域猫活動は、【地域住民】、【自治会など地域】、【市民団体】、【府中市】の各主体が連携して実施する「飼い主のいない猫」を減らす取り組みです。

【イメージ図】地域猫活動の連携



(3) 活動主体

地域住民

- ・ 猫の問題は地域の問題であるため、地域猫活動者として最も望ましいのは地域住民です。猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄で、かつ利害関係を有する者どうしの方が、スムーズに話が進みます。（他の地域に住む人が地域猫活動者となることを否定するものではありません。）
- ・ 地域猫活動はできるだけグループで行ってください。なお、グループ内で役割を分担すると円滑な運営が期待できます。

役割例	地域に対する窓口となる人（代表者）	エサの係
	猫の捕獲係（去勢・不妊手術のため）	ふん尿やごみの始末の係
	広報活動（猫の数・手術費の収支等）の係	

自治会など地域

- ・ 地域猫活動者が行う募金活動やバザーへの協力、エサ場の提供など、地域猫活動の支援を行います。
- ・ 地域住民に対する、地域猫活動の理解を広めるための周知も行います。

市民団体

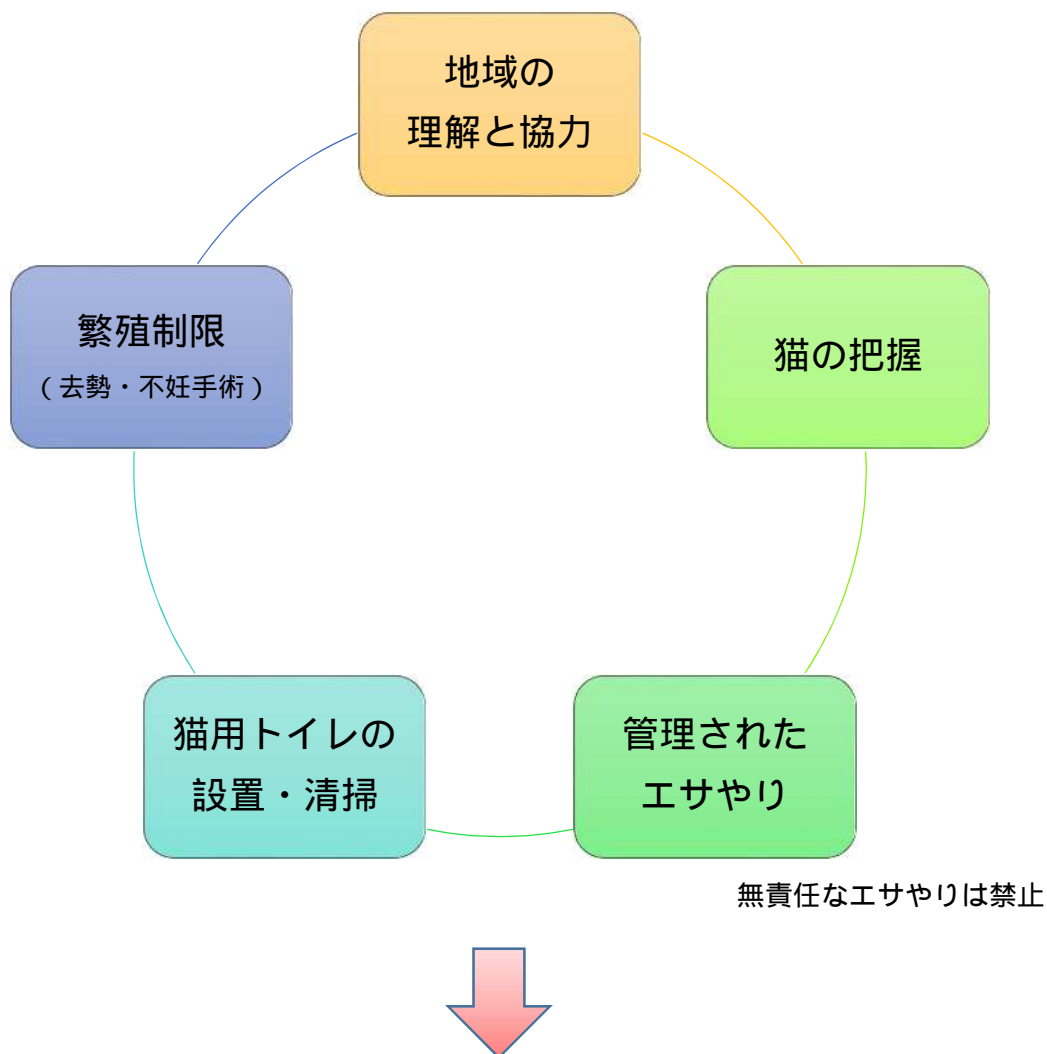
- ・ 経験に基づく猫の取扱い、市と連携した去勢・不妊手術に係る支援等、地域住民のアドバイザーとしての役割を担います。

府中市

- ・ 「府中市飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の補助に関する要綱」に基づき、市民団体へ去勢・不妊手術の一部助成を行います。
- ・ 市内動物病院と連携を図り、取組みへの理解・協力を求めます。
- ・ 地域や関係者の理解を得るための連絡調整、市民団体と連携したノウハウの提供、ガイドラインの普及・啓発、苦情対応、適正飼育の指導などを行います。

(4) 取組み内容の一例

【イメージ図】取組み内容の一例



管理された環境を構築することで、
人と「飼い主のいない猫」が共生しつつ、
環境問題としての猫問題を改善します。

（前ページから続き）取組み内容の一例

ア 地域の理解と協力
<ul style="list-style-type: none">・ 地域猫活動者は、必ず、自治会など地域の理解と協力を得ながら活動してください。地域猫活動自体は、「飼い主のいない猫」の問題解決・改善に有効な手法ですが、一方的に行えば、住民同士のトラブルの原因になりかねません。・ 地域で話し合いを行う際は、地域猫活動者だけでなく、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方も含め、多様な意見を聞いてから適切な対応を検討してください。

イ 猫の把握
<ul style="list-style-type: none">・ 地域猫活動をする際は、猫の個体、数を把握しましょう。 写真などの手段で記録をすると把握しやすくなります。 地域全体で猫の個体を把握すると、他の地域から入ってきた猫に早く気づけ、繁殖制限されていない猫への対処が早くなります。 個体の把握により、エサ代や去勢・不妊手術費など、1年間あたり必要となる資金が計算しやすくなります。

ウ 管理されたエサやり 飢えた猫によるごみ漁りを抑制する効果も
<ul style="list-style-type: none">・ エサは与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与え、食べ残しはすぐに片付けてください。また、水も一緒に与えてください。 置きエサ（エサを放置して場を離れる行為）は周辺を汚し、地域の環境悪化につながります。また、必要以上のエサや置きエサは、他の地域から猫が流入する原因となります。 猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。 地域猫活動者以外にエサを与える人がいる場合は、次の例を参考に掲示をしましょう。 <div data-bbox="288 1585 1331 1783" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"><p>ここに来る猫には、（グループ名など）によって適切な量のエサが与えられています。猫の健康維持のため、また環境悪化を防ぐため、無断でエサをあげたり、置きエサをしたりしないでください。</p></div> <ul style="list-style-type: none">・ エサを与える場所は、猫の数や習性に応じて分散させてください。 1ヶ所に多くの猫が集まってしまうと、猫が苦手な方にとって、そこは近寄れない場所となってしまいます。地域の実情により、必要に応じてエサ場を複数設定しましょう。

（前ページから続き）取組み内容の一例

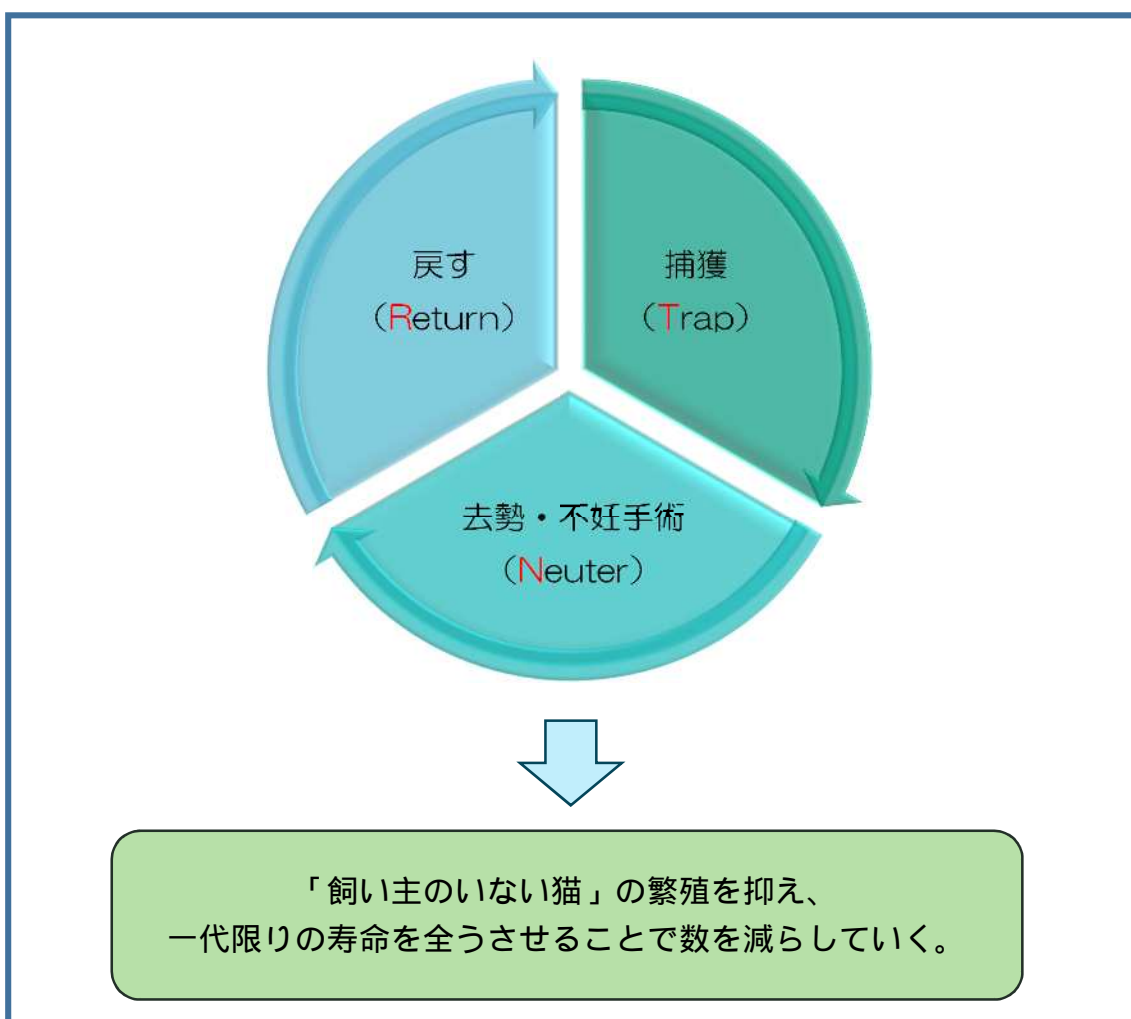
エ 猫用トイレの設置、清掃
<ul style="list-style-type: none">・ エサ場周辺で、地域の理解が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置し、猫がそこで排泄をするようしむけましょう。 砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。 猫が好むトイレの材質（土、砂など）は、猫によって異なります。 ふん尿を排泄されている場所の材質を把握し、猫用トイレに活用しましょう。・ 地域の環境悪化を防ぐため、エサの食べ残しやふんは速やかに始末するよう心がけてください。 ふんについては、猫用トイレ以外に排泄されたものも、エサやりの結果として始末を心がけましょう。 他人の土地に排泄されたふんについても、地域猫活動者に連絡があった場合は、快く始末してください。これにより、周辺住民との良好な関係構築が期待できます。 猫はきれい好きな生き物です。トイレは清潔に保つことを心がけましょう。

オ 繁殖制限
<p>猫の妊娠期間は約2ヶ月（60～68日）で、一度の出産で平均5頭（4～8頭）出産します。そして、約2ヶ月後に子猫が離乳すると次の妊娠が可能になります。その子猫も生後6か月前後で繁殖可能年齢に達するので、<u>繁殖サイクルが非常に速いことが特徴</u>です。</p> <p>環境省は計算上、1匹のメス猫が2年後には80頭以上、3年後には2,000頭以上に増えると試算しています。</p> <p>繁殖を制限するため、必ず去勢・不妊手術を行ってください。（基本的な考え方として「TNR活動」というものがあります。）</p> <p>去勢・不妊手術済みの猫を識別するため、猫の耳先をV字カット又は水平カットする場合があります。これは、一度手術を受けた猫が間違っって再び捕獲され、体の負担やストレスを受けないようにするための措置です。</p>



【イメージ図】TNR活動

TNR活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、「飼い主のいない猫」の繁殖を抑え、一代限りの寿命を全うさせることで数を減らしていくことを目的に、捕獲（Trap）し、去勢・不妊手術（Neuter）を施して、元のテリトリーに戻す（Return）活動のことです。



5 「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なこと

「飼い主のいない猫」を増やさないために必要なことを整理しました。

【猫の飼い主に求められること】についてご確認ください。

【イメージ図】猫の飼い主に求められること



飼い猫が原因で地域の環境問題化、また、猫の問題の助長につながる場合があります。飼い主の方の取組みが地域問題の改善につながりますので、ご協力よろしく申し上げます。



6 猫の本能・習性

(1) 繁殖

メスは、生後7～8ヶ月程度で繁殖能力を備えます。年に2～3回妊娠し、1回に4～6匹出産します。妊娠期間約2ヶ月、4～6月、9～11月が繁殖シーズン、母猫は授乳中に子猫と離れると再度発情します。オスは、生後7～8ヶ月程度で、メスの発情に誘われて発情します。

【参考】東京都作成資料（『ネコふえちゃった！？』）より

1匹のメスを避妊しないで養うと・・・

1年後には20匹、2年後には80匹をこえてしまいます！！

(2) 活動時間

活動は早朝や夕暮に活発になります。昼間や夜間は寝ていることが多いようです。

(3) 鳴き声

コミュニケーションの一つで、猫同士の会話のほか、発情期の誘い、威嚇、警戒など様々な表現を行います。

(4) 爪とぎ

気分がリラックスしたとき、高揚したとき、爪の新陳代謝やマーキングが行われるときに見られる本能的な習性です。

(5) マーキング

擦り付けや尿スプレーなど、臭いによるコミュニケーション方法です。特に、縄張り意識の強いオスが尿スプレーをしますが、メスでもする場合があります。

(6) トイレ

やわらかい土、砂地を好む傾向があります。ただし、アスファルトの上でもふんをすることがあるようです。

(7) その他

猫はエサとなる小動物の捕獲を含め本来は単独行動を好み、テリトリーを定めてその範囲を巡回します。繊細で急な環境の変化を嫌います。

府中市「飼い主のいない猫」対策ガイドライン（概要版）

策 定：府中市 生活環境部 環境政策課 管理係
住 所：〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地
府中駅北第2庁舎7階
電 話：042-335-4195
e-mail：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

ガイドラインは、

『「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック（東京都福祉保健局）』

『猫の飼い方（東京都福祉保健局）』

その他、近隣自治体等の取組みを参考にさせていただき策定しております。